

事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業者等

事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業者等の皆様へ

令和4年度当初予算

事業承継・ 引継ぎ補助金のご案内

要領公開

2022年7月7日～

交付申請
受付期間

2022年7月25日～
2022年8月15日 17:00
(予定)

Webサイト

<https://jsh.go.jp/r4/>

事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。



事業承継・引継ぎ補助金

制度上のポイント

1 jGrants（補助金の電子申請システム）を利用した電子申請が必要となります

本補助金の交付申請を行うにあたっては、経済産業省が運営する補助金の電子申請システム「jGrants（Jグランツ）」を利用します。また、jGrantsの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要となります。gBizIDの取得には一定の時間がかかりますので、早めのご対応をお願いします。

2 経営革新事業、専門家活用事業、廃業・再チャレンジ事業の3事業を設定しています

令和4年度当初予算 事業承継・引継ぎ補助金では、上記3事業を設定しています。廃業・再チャレンジ事業については、経営革新事業・専門家活用事業との併用申請が可能であるほか、M&Aへの取り組み後に廃業した際には廃業・再チャレンジ事業単独での申請が可能です。

- 経営革新事業 → P3
- 専門家活用事業 → P4
- 廃業・再チャレンジ事業 → P5

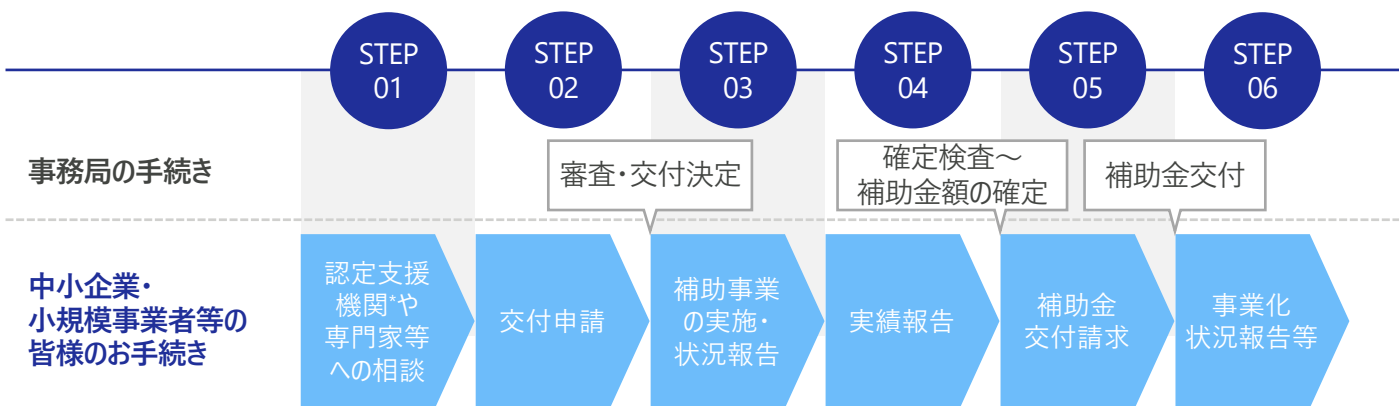
3 令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」と補助率、補助上限額が異なります

令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」が補助率2/3、補助上限額600万円（経営革新事業・専門家活用事業）であったのに対し、本補助金は補助率1/2、補助上限額500万円（経営革新事業）／400万円（専門家活用事業）と補助率や補助上限額が異なります。また、本補助金の公募回数は1回（1次公募のみ（予定））となります。

4 令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」との重複申請はできません

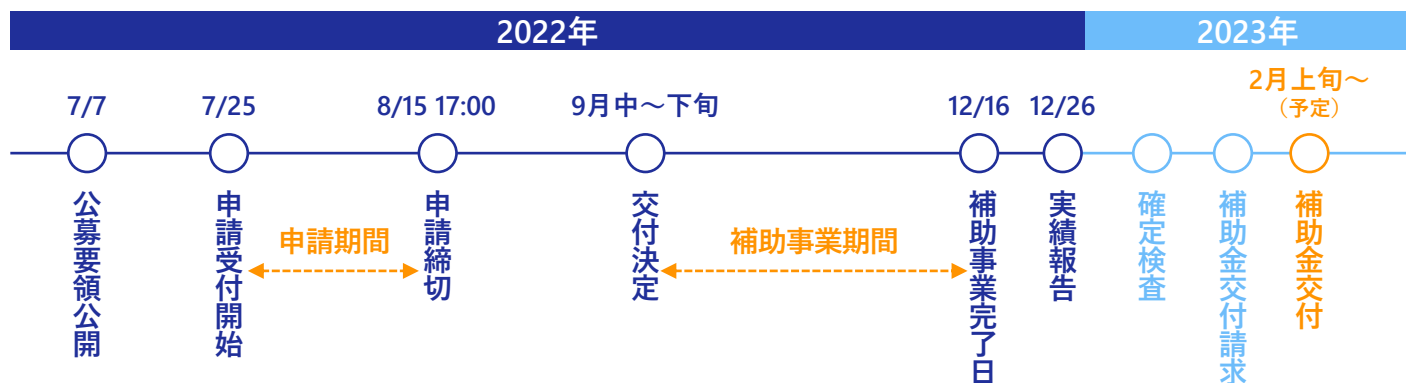
本補助金は、令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」と同じ種類の事業（経営革新事業／専門家活用事業／廃業・再チャレンジ事業）で本補助金に申請をすることはできません。万が一重複申請が確認された場合には、双方の補助金において交付申請の取り消しや交付決定の取り消しを行うので、ご注意ください。

補助金交付までの流れ



*認定支援機関＝認定経営革新等支援機関

令和4年度当初予算 申請スケジュール



* 上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

経営革新事業

概要

* 事業承継対象期間：2017年4月1日～2022年12月16日

創業支援型（Ⅰ型）

- 条件01 創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること
- 条件02 創業にあたって、廃業を予定している者等から、株式譲渡、事業譲渡等により、有機的・一体的な経営資源を引き継ぐ者であること

経営者交代型（Ⅱ型）

- 条件01 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること
- 条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること

M & A 型（Ⅲ型）

- 条件01 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること
- 条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること

令和3年度補正予算事業との主な相違点

令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」と補助対象者、補助対象事業の要件が異なります。

要件	令和3年度補正予算	令和4年度当初予算
補助対象者	公募要領で定める中法企業基本法上の中小企業・小規模事業者等のうち、以下の①～④のいずれかに該当する者 ①小規模企業者② 直近決算期の利益が赤字の者③ 新型コロナウイルス感染症拡大以前と比べて売上高が減少している者④ 再生計画の策定・成立者	公募要領で定める 中法企業基本法上の 中小企業・小規模事業者等
補助対象事業	経営革新等に係る取組かつ、デジタル化／グリーン化／事業再構築に資する事業	経営革新等に係る取組

補助対象経費・補助率・補助上限額

類型	対象となる経費	補助率	補助上限
創業支援型	人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料費、外注費、委託費、廃業費（廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用）等	補助対象経費の1/2以内	500万円 以内 ^{*1*2}
経営者交代型			
M&A型			

*1：生産性向上要件を満たさない場合は補助上限を300万円以内とします

*2：廃業費の補助上限額は150万円となります。ただし、廃業費に関しては、少なくとも1つの事業所又は事業の廃業・廃止を伴うものを補助対象とします（一部の事業を承継後に被承継者が、残りの事業の廃業・廃止を行うものも含みます）

※交付申請時の補助額が補助下限額を下回る申請（補助対象経費で200万円未満）は受け付けません

※詳細は公募要領をご確認ください。

専門家活用事業

概要

買い手支援型(Ⅰ型)

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型

対象 株式・経営資源の引継ぎに関する最終契約書の契約当事者（予定含む）となる中小企業者等

売り手支援型(Ⅱ型)

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型

対象 株式・経営資源の引継ぎに関する最終契約書の契約当事者（予定含む）となる中小企業者等

共同申請 株式譲渡の場合は、支配株主（株式譲渡に伴い異動する株式を発行している中小企業の、議決権の過半数を有する株主）または株主代表（議決権の過半数を有する株主の代表者）との共同申請が可能です。

Point 1

同一の経営資源引継ぎ（M&A）案件について、買い手支援型（承継者）、売り手支援型（被承継者）それぞれが申請することが可能です。

Point 2

「中小M&A支援機関に係る登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象となります。

Point 3

事業再編・事業統合を伴わない、物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編、親族内の事業承継等は補助対象外となります。

Point 4

事業再編・事業統合の後に、承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権*が過半数にならない場合、補助対象外となります。*吸収分割、事業譲渡の場合は除く

令和3年度補正予算事業との主な相違点

令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」と加点事由等の要件が異なります。

加点事由	令和3年度補正予算	令和4年度当初予算
買い手支援型	・ 中小企業基本法上の小規模企業者	左記の項目は 加点事由に 含まれず
売り手支援型	・ 中小企業基本法上の小規模企業者 ・ 直近決算期の、営業利益または経常利益が赤字の者 ・ 2020年4月1日以降に決算が行われた任意の事業年度の売上高が、2020年3月末日までに決算が行われた事業年度のうち、最新の事業年度の売上高と比較して減少している者	

補助対象経費・補助率・補助上限額

類型	対象となる経費	補助率	補助上限
買い手支援型	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料、廃業費（廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用）等	補助対象経費の1/2以内	400万円 以内*1*2
売り手支援型			

*1：補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合は、補助上限額が200万円以内に変更となります

*2：廃業費の補助上限額は150万円となります。ただし、廃業費に関しては、少なくとも1つの事業所又は事業の廃業・廃止を伴うものを補助対象とします（一部の事業を承継後に被承継者が、残りの事業の廃業・廃止を行うものも含みます）

※交付申請時の補助額が補助下限額を下回る申請（補助対象経費で200万円未満）は受け付けません

※詳細は公募要領をご確認ください。

廃業・再チャレンジ事業

概要

廃業・再チャレンジ事業を単独で申請する場合と、他事業との併用で申請する場合とで、要件が異なります。

単独申請

再チャレンジ申請

M&Aで事業を譲り渡せなかった廃業・再チャレンジ

< 要件 >

M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合

- 2020年以降に売り手としてM&Aに着手し、6か月以上取り組んでいること
- 廃業の完了と、その後の再チャレンジ

*再チャレンジの内容

- 新たに法人の設立
- 個人事業主としての、新たな事業活動の実施
- 自身の知識や経験を活かせる企業への就職や社会への貢献等

注意！

再チャレンジ申請は、

- 補助事業期間内の廃業完了が必須要件です。
- 廃業予定の中小企業と、その支配株主や株主代表との共同申請が必須となります。（個人事業主を除く）

併用申請

経営革新

事業承継に伴う廃業

事業承継（事業再生を伴うものを含む）によって事業を譲り受け、新たな取り組みを実施するにあたって、既存の事や、譲り受けた事業の一部を廃業する場合

< 要件 >

事業承継後（M&A後）の新たな取り組みの実施

専門家活用（買い手）

事業の譲り受けに伴う廃業

M&Aによって事業を譲り受ける（他者の経営資源を引き継いで創業した場合も対象）にあたって、既存の事業や、譲り受けた事業の一部を廃業する場合

M&Aによる、他者からの事業の譲り受け（全部／一部譲渡）

専門家活用（売り手）

事業の譲り渡しに伴う廃業

M&Aによって事業を譲り渡す場合に、M&A後も手元に残った事業を廃業する場合

M&Aによる、他者への事業の譲り渡し（全部／一部譲渡）

補助対象事業のパターン

1 会社自体の廃業

会社自体を廃業するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

再チャレンジ申請

経営革新（併用）

専門家活用（併用）

2 事業の一部の廃業

事業の一部を廃業（事業撤退）するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

経営革新（併用）

専門家活用（併用）

※再チャレンジ申請の場合は、「1. 会社自体の廃業」のみが補助対象事業となりますのでご注意ください。

補助対象経費・補助率・補助上限額

対象となる経費	補助率	補助上限
廃業費（廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用）等	補助対象経費の1/2以内	150万円以内

※経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、経営革新事業、専門家活用事業それぞれの廃業費として申請してください（廃業・再チャレンジ事業での申請は不要です）

※交付申請時の補助額が補助下限額を下回る申請（補助対象経費で100万円未満、単独申請の場合のみ）は受け付けません

※詳細は公募要領をご確認ください

交付申請の流れ

「gBizIDプライム」アカウントの取得

電子申請システム「jGrants」の利用前に、「gBizIDプライム」アカウントを取得する
(1～2週間程度)

専門家活用事業の場合は不要

本事業のWebサイトより認定経営革新等支援機関による確認書をダウンロード

認定経営革新等支援機関から本補助金に係る確認書を取得する

申請に必要な書類の準備

当てはまる交付申請類型に則って、必要書類を準備する

オンライン申請フォーム（jGrants）に必要事項を記入

「必要書類チェックリスト」で申請様式、必要書類に相違・不足ないか確認

オンライン申請フォーム（jGrants）に提出する必要書類を添付

申請処理を行い、申請状況を確認

よくあるご質問

Q1 事業承継・引継ぎ補助金とは、どのような補助金ですか。

A1 本補助金は、多くの中小企業で後継者が未定となっている状況の中で、費用負担の軽減や承継後の積極的な投資を促進するために、中小企業者の事業継承・経営資源引継ぎに要する費用を、一部補助するものです。

Q2 この補助金について、どのように理解を深めればよいでしょうか。

A2 本補助金WEBサイトから公募要領をダウンロードの上、当補助金の全体像、対象者や対象事業、申請方法等をご確認下さい。

Q3 公募要領を読みましたが、補助金の全体像を理解するために、他に参考になるものはありますか。

A3 事業承継・引継ぎ補助金の全体の概要、及び経営革新、専門家活用、廃業・再チャレンジの各事業の全体像を分かり易く説明した動画を用意しております。是非、各補助事業のページからご覧ください。

Q4 補助金は法人税等の対象となりますか。

A4 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであるため、法人税等の課税対象となります。

Q5 公募要領や、交付申請に必要な書類を郵送してもらうことはできますか。

A5 公募要領や、交付申請に必要な書類の郵送は実施しておりません。本補助金に関連する資料や書面等については、全て本補助金WEBサイト上に掲載してまいりますので、該当ページからダウンロードしてください。

Q6 事務局から連絡を受ける際に、一般社員に情報が漏れないように配慮してもらうことはできますか。

A6 jGrants上の交付申請フォーム上に、申請担当者情報（担当者メールアドレス、担当者電話番号、担当者氏名）をご用意しております。事務局からの連絡については、jGrantsに記載された連絡先へ実施しますので、希望する連絡先等を入力してください。

Q7 国（独立行政法人を含む）の他の補助金・助成金の利用を考えています。本補助金と両方、利用することはできますか。

A7 本補助金の補助対象事業期間内に、同一事業（テーマや事業内容が同じ）で国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、本補助金を利用できません。また、交付申請の対象外となります。ただし、例外もありますので、他の補助金・助成金との交付実績等を踏まえた交付申請の可否については、公募要領をご確認ください。

お問い合わせ窓口

経営革新事業

『事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新事業）』

TEL：050-3310-6142

※電話受付時間 [10:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）]

専門家活用事業／廃業・再チャレンジ事業

『事業承継・引継ぎ補助金事務局
（専門家活用事業／廃業・再チャレンジ事業）』

TEL：050-3310-6143

※電話受付時間 [10:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）]

事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

<https://jsh.go.jp/r4/>

